

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月28日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第79号

### 香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(駐車期間の制限) 第33条 略	(駐車期間の制限) 第33条 略
<u>(供用の休止)</u> <u>第33条の2 知事は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止する。</u>	
<u>(使用料の還付)</u> <u>第33条の3 知事が既納の定期券又は回数券に係る使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 定期券の有効期間内に前条の規定により駐車場の全部の供用を休止し、その後当該定期券による駐車場の利用がない場合</u> <u>(2) 回数券の発行の日後に前条の規定により駐車場の全部の供用を休止し、その期間が連続した1月以上になった場合（当該回数券の発行の日が当該供用の休止の決定後である場合を除く。）</u> <u>(3) 定期券の有効期間内に、当該定期券に記載している自動車について抹消登録をした場合</u> <u>(4) 第1号及び前号に掲げるもののほか、定期券の有効期間内に、使用料を還付することがやむを得ないと知事が認める事由が生じた場合</u>	
<u>2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 前項第1号に該当する場合 当該定期券の使用料の納付額に、定期券の有効期間のうち駐車場の全部の供用を休止した日以後の期間の日数を当該定期券の有効期間の日数で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）</u>	

- (2) 前項第2号に該当する場合 当該回数券に表示されている額
- (3) 前項第3号又は第4号に該当する場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア 残存期間（定期券の有効期間のうち、前項第3号に該当する場合にあっては当該抹消登録をした日以後の期間、同項第4号に該当する場合にあっては当該事由が生じた日以後の期間をいう。以下同じ。）が1月以上2月末満の場合 当該定期券の使用料の納付額から当該定期券と同種の利用区分の1月定期の使用料の額に2を乗じて得た額を減じて得た額
- イ 残存期間が2月以上の場合 当該定期券の使用料の納付額から当該定期券と同種の利用区分の1月定期の使用料の額を減じて得た額

## 第7章 指定管理者による管理

（指定管理者が管理を行う場合の利用の承認）

第34条 略

（指定管理者による管理の基準等）

第34条の2 略

2～5 略

6 指定管理者が第2項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第33条の2、第33条の3及び第36条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

7 略

## 第7章 指定管理者による管理

（指定管理者が管理を行う場合の利用の承認）

第34条 略

（指定管理者による管理の基準等）

第34条の2 略

2～5 略

6 指定管理者が第2項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第36条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

7 略

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。